

# 障害のある方に対する自動車税等の減免制度の改正について

香川県

県では身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合には、その方々が利用する自動車の自動車税・自動車取得税を減免していますが、障害のある方の幅広い社会参加をより一層支援していくため、平成26年4月1日以降の減免申請書受付分から「家族等運転」の場合の減免の範囲を拡大します。

## 1 家族等運転について

障害者に対する自動車税・自動車取得税の減免については、障害者本人が自動車（※）を運転する場合のほか、障害者のために、当該障害者と生計を一にする家族の方や常時介護をしている方が、自動車（※）をもっぱら障害者のために使用している場合も減免の対象としています。

※減免の対象となる自動車の所有名義（所有権留保の場合は使用者名義）について一定の要件があります（名義については、4月1日以後に自動車を取得する場合を除き、4月1日現在の名義によります。）。

■障害者が18歳以上の身体障害者の場合

⇒身体障害者本人

■障害者が18歳未満の身体障害者、精神障害者及び知的障害者の場合

⇒障害者本人又は同一生計の家族

## 2 改正の内容（下線部が追加になります）

今回、家族等の方が、**障害者と同乗して運転する場合**について、減免の対象となる用途を次のとおり拡大します。

改正後	現行
<p><b>次の1又は2のいずれか</b></p> <p><b>1 障害者の通院、通学、通所、通勤、生業又は一時帰省のために、週1回（又は月4回）以上かつ、3ヶ月以上継続して使用すること</b></p> <p><b>2 障害者の日常生活（買物、交流活動等）のために、週1回程度使用すること（※）</b></p>	障害者の通院、通学、通所、通勤、生業又は一時帰省のために、週1回（又は月4回）以上かつ、3ヶ月以上継続して使用すること

※ 2については、所定の様式により民生委員の確認を受けてください。なお、どの民生委員に確認を依頼するかについては、お住まいの市町の福祉担当課にご相談ください。

## 3 改正の時期

平成26年度の自動車税、自動車取得税から適用します。

なお、既に自動車をお持ちの方で、今回の改正により新たに減免対象となられる方については、平成26年度は4月1日（火）から5月28日（水）までの間に申請をしていただければ、平成26年度の自動車税から減免になります。

## 4 問い合わせ先

詳細は、裏面の問い合わせ先にお尋ねください。

**【お問い合わせ先】**

○香川県総務部税務課

〒760-8570 高松市番町4-1-10

☎087-832-3067

○香川県県税事務所自動車税課（松島町）

〒760-0068 高松市松島町1-17-28

☎087-806-0314

○香川県県税事務所自動車税課（鬼無町）（※自動車登録時の減免に関すること）

〒761-8023 高松市鬼無町佐藤20-10

☎087-881-3858

なお、県ホームページ（URL：<http://www.pref.kagawa.jp/zeimu/zeikin/genmenkaisei.pdf>）にも掲載していますので、参考にしてください。